

島原市教育委員会

議案集

第64号議案 訴訟上の和解について

平成26年12月1日 定例会

第64号議案

訴訟上の和解について

次のとおり訴訟上の和解をすることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項12号の規定により、議会に提出することの承認を求める。

平成26年12月1日提出

島原市教育委員会

教育長 宮原 照彦

- 1 事件名 長崎地方裁判所平成25年（ワ）第259号損害賠償請求事件
- 2 相手方 別紙のとおり
- 3 事件の概要 別紙のとおり
- 4 和解内容 別紙のとおり

提案理由

長崎地方裁判所から和解勧告がなされたので、訴訟上の和解をするため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項12号の規定により、議会に提出することの承認を得ようとするものである。

(参考)

地方自治法（抜すい）

〔議決事件〕

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(1)から(11)まで 略

(12) 普通地方公共団体がその当事者である審査請求その他の不服申立て、訴えの提起（普通地方公共団体の行政庁の処分又は裁決（行政事件訴訟法第3条第2項に規定する処分又は同条第3項に規定する裁決をいう。以下この号、第105条の2、第192条及び第199条の3第3項において同じ。）に係る同法第11条第1項（同法第38条第1項（同法第43条第2項において準用する場合を含む。）又は同法第43条第1項において準用する場合を含む。）の規定による普通地方公共団体を被告とする訴訟（以下この号、第105条の2、第192条及び第199条の3第3項において「普通地方公共団体を被告とする訴訟」という。）に係るものを除く。）、和解（普通地方公共団体の行政庁の処分又は裁決に係る普通地方公共団体を被告とする訴訟に係るものを除く。）、あつせん、調停及び仲裁に関すること。

(13)から(15)まで 略

2 略